

## 成蹊学園役員の報酬等に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、学校法人成蹊学園寄附行為第61条第1項の規定に基づき、学校法人成蹊学園（以下「本学」という。）の役員報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、前号に規定する者のうち、理事長（本学において勤務することが常態である場合に限る。）、学園長、学校長、常務理事及び常勤監事をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与及び退職慰労金をいう。この役員報酬等には、成蹊学園給与規則及び成蹊学園退職給与金規則に基づき支給される専任教職員としての給与等は含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

**第3条** 常勤の役員に対しては、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。

- 2 非常勤の役員に対しては、報酬を支給する。
- 3 非常勤の役員のうち理事長（以下「非常勤の理事長」という。）に対しては、理事会の議を経て退職慰労金を支給することができる。

(報酬の額の算定方法)

**第4条** 常勤の役員に対する報酬月額、別表第1に規定する報酬月額表を基準とし、理事会において決定する。ただし、理事が専任教職員を兼ねる場合における報酬月額は、決定した当該号俸の額から専任教職員としての給料月額及びその他の諸手当を減じた額とする。

- 2 非常勤の理事長に対する報酬月額は、理事会において決定する。
- 3 理事長を除く非常勤の役員に対する報酬年額は、別表第2に規定する算定式により算出される額を支給する。

(報酬の日割り計算)

**第5条** 新たに就任した常勤の役員及び非常勤の理事長には、就任日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員又は非常勤の理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中で就任し、退任し、又は解任された場合の報酬額については、当該月の総日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 月の途中で報酬額の変更が生じた場合は、当該月の総日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 報酬の計算上生じた10円未満の端数は、これを10円に切り上げる。

(賞与の額の算定方法)

**第6条** 常勤の役員に対する賞与年額は、本学の財政状態等により理事会が都度決定する専任教職員の賞与支給算式を準用して、別表第3に規定する算定式により算出される額とする。

- 2 前項の算定式に定める支給月数及び一律加給は、専任教職員と同一とする。
- 3 賞与の算定期間は、夏期賞与1月1日から6月30日まで、年末賞与7月1日から12月31日までとし、算定期間に在任した期間がある者に支給する。
- 4 算定期間の一部期間を在任したときの支給額は、当該算定期間における在任月数を6で除して得た

数値を乗じて計算する。この場合において、在任月数に1ヶ月未満の端数があるときは、当該月の総日数の2分の1以上の端数については1ヶ月に切り上げ、2分の1に満たない端数は切り捨てる。

- 5 算定期間の途中で報酬月額の変更が生じたときの支給額は、変更前後の報酬月額の適用月数で按分して計算する。この場合において、月の途中で報酬月額の変更が生じた月については、変更後の報酬月額で計算する。
- 6 理事が専任教職員を兼ねる場合における賞与の額は、第1項及び第2項の規定により得られる額から、専任教職員としての賞与の額を減じた額とする。この場合において、前3項の取扱い及び賞与の支給基準日は、専任教職員に適用する規則を準用する。

(退職慰労金の額の算定方法)

**第7条** 常勤の役員のうち理事長が退任(辞任を含む。以下同じ。)したときに支給する退職慰労金の額は、理事会において決定する。

- 2 理事長を除く常勤の役員に対する退職慰労金の額は、退任時の報酬月額の112分の100に相当する額に在任年数(1年未満の端数のうち11ヶ月に満たない端数は、切り捨てる。)を乗じて得た額の範囲内で、理事会において決定する。
- 3 前項に規定する理事が専任教職員を兼ねる場合における退職慰労金の額は、在任期間の各年度における、別表第1の適用号俸の額の112分の100に相当する額から専任教職員としての退職手当の算定基礎額を減じた額の合計額の範囲内で、理事会において決定するものとする。
- 4 役員の退任後に引き続き常勤の役員に就任する場合は、それぞれの在任期間における退職慰労金を計算し、最終退任時に合算した額を支給するものとする。
- 5 理事が専任教職員を兼ねる場合において、理事の退任と専任教職員の退職が重なるときは、退職慰労金と専任教職員としての退職手当を同時に支給するものとする。
- 6 非常勤の理事長に対して退職慰労金を支給する場合における支給額は、次の各号により算出される額を基準として、理事会において決定する。
  - (1) 在任期間が8年以上 報酬月額×8
  - (2) 在任期間が5年以上8年未満 報酬月額×6
  - (3) 在任期間が2年を超え5年未満 報酬月額×4
  - (4) 在任期間が2年以下 特に功労のあった者に対して、前号を限度とした額

7 退職慰労金の算定において生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げる。

(報酬等の支給方法)

**第8条** 常勤の役員及び非常勤の理事長に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月20日(ただし、支給日が休日又は土曜日に当たるときは、その前日に支給する。)
  - (2) 賞与 夏期及び年末(教職員の支給日とする。)
  - (3) 退職慰労金 退任後1か月以内
- 2 理事長を除く非常勤の役員に対する報酬は、年度ごとに一括して、翌年度の4月末日までに支給する。
  - 3 報酬等は、本人が指定した本人名義の預金口座へ振り込むことによって支払うものとする。
  - 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金等を控除して支給する。

(費用)

**第9条** 常勤の役員には、教職員に適用する規則を準用して旅費を支給する。

- 2 常勤の役員には、教職員に適用する規則を準用して通勤交通費を支給する。

3 前2項以外に役員としての職務執行に伴い生じた経費については、これを支給する。

(補則)

**第10条** この規則の実施に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(規則の改廃)

**第11条** この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経なければならない。

**附 則** (2020年2月28日制定)

この規則は、2020年4月1日から施行する。

**附 則** (2022年5月26日一部改正)

この規則は、2022年5月26日から施行する。

**附 則** (2025年3月4日一部改正)

この規則は、2025年4月1日から施行する。

別表第1 常勤の役員の報酬月額表（第4条第1項及び第7条第3項関係）

円

号俸	報酬月額
1	649,600
2	721,280
3	798,560
4	888,160
5	956,480
6	1,027,040
7	1,123,360
8	1,211,840
9	1,299,200
10	1,391,040
11	1,475,040
12	1,506,400

別表第2 理事長を除く非常勤の役員の報酬年額算定式（第4条第3項関係）

$$10,000 \text{ 円} \times \text{当年度の理事会出席日数}$$

※上記により算出される額は、源泉徴収税相当額を控除した後の額とする。

※上記には、理事会への出席に係る交通費を含み、意思表示書の提出による出席日数を除く。

※上記以外の会議、委員会等への出席については、報酬の支給基準が別に定められている場合に限り、当該基準に基づき支給する。

別表第3 常勤の役員の賞与年額算定式（第6条第1項関係）

$$\text{報酬月額表の報酬月額} \times \text{支給月数} + \text{一律加給}$$